

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第2号

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年香川県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定申請書に添えるべき図書等)</p> <p>第3条 省令第2条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>設計内容追加説明書(第1号様式)</u></p> <p>(2) 法第6条第2項の審査を受けるよう申し出た長期優良住宅建築等計画(住宅の建築に係る部分に限る。)が<u>次のア又はイに掲げる場合に該当するとき</u>にあっては、<u>当該ア又はイに定める図書</u> ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>(容積率の特例に係る許可申請書に添えるべき図書等)</p> <p>第4条 省令第18条第1項の規則で定める図書又は書面は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図</u></p> <p>(2) <u>許可を必要とする理由書</u></p> <p>(3) <u>その他知事が必要と認める図書又は書面</u></p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第5条 法第5条第1項から第5項まで、第8条第1項(法第9条第1項又は<u>第3項の規定による場合を含む。</u>)、<u>第10条又は第18条第1項の規定に</u></p>	<p>(認定申請書に添えるべき図書等)</p> <p>第3条 省令第2条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。</u></p> <p>(1) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けた場合</u> <u>住宅性能評価書の写し</u></p> <p>(2) 法第6条第2項の審査を受けるよう申し出た長期優良住宅建築等計画(住宅の建築に係る部分に限る。)が<u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>次に定める図書</u> ア・イ 略</p> <p>2 <u>省令第2条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、前項第1号の場合において、各階床伏図、小屋伏図及び各種計算書とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第4条 法第5条第1項から第3項まで、第8条第1項(法第9条第1項の規定による場合を含む。) <u>又は第10条の規定により申請を行った者は、当</u></p>

より申請を行った者は、当該申請に係る省令第6条、第9条、第15条又は第18条第2項の通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げの場合は、申請取下届出書（第2号様式）により知事に届け出なければならない。

（認定しない旨の通知等）

第6条 知事は、法第6条第1項の認定又は法第8条第2項において準用する法第6条第1項の変更の認定をしないときは、認定しない旨の通知書に省令第2条第1項若しくは第8条の申請書の副本及びその添付図書又は省令第11条の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

2 知事は、法第10条の承認をしないときは、承認しない旨の通知書に省令第14条の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第7条 認定計画実施者は、当該認定に係る住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅の建築の状況について、建築工事完了報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、法第12条の規定による報告をしなければならない。

（1）・（2） 略

2 前項の場合を除き、法第12条の規定による報告は、状況報告書（第4号様式）により行わなければならない。

3 略

（計画に基づく住宅の建築又は維持保全の取りやめ）

第8条 法第14条第1項第2号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（第5号様式）により行うものとする。

（手数料納付票）

第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1

該申請に係る省令第6条、第9条又は第13条の通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げの場合は、申請取下届出書（第1号様式）により知事に届け出なければならない。

（認定しない旨の通知等）

第5条 知事は、法第6条第1項の認定又は法第8条第2項において準用する法第6条第1項の変更の認定をしないときは、認定しない旨の通知書（第2号様式）に省令第2条第1項若しくは第8条の申請書の副本及びその添付図書又は省令第11条の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

2 知事は、法第10条の承認をしないときは、承認しない旨の通知書（第3号様式）に省令第12条の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第6条 認定計画実施者は、当該認定に係る住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅の建築の状況について、建築工事完了報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、法第12条の規定による報告をしなければならない。

（1）・（2） 略

2 前項の場合を除き、法第12条の規定による報告は、状況報告書（第5号様式）により行わなければならない。

3 略

（計画に基づく住宅の建築又は維持保全の取りやめ）

第7条 法第14条第1項第2号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（第6号様式）により行うものとする。

（計画の認定の取消し）

第8条 法第14条第2項の規定による通知は、認定取消通知書（第7号様式）により行うものとする。

（手数料納付票）

第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1

第2表 手数料の部584の2の項から584の5の項までに規定する手数料を納付する者は、省令第2条第1項、第8条、第11条又は第18条第1項の申請書の余白又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票（第6号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

第2表 手数料の部584の2の項から584の4の項までに規定する手数料を納付する者は、省令第2条第1項、第8条又は第11条の申請書の余白又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票（第8号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

第1号様式（第3条関係）

（日本産業規格A列4番）

設計内容追加説明書

確認項目	認定基準	設計内容説明欄		設計内容確認欄
		設計内容	記載図書	
法第6条第1項第2号関係	住宅の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の専用面積（m^2） ・40m^2以上ある階（階）（m^2） うち階段部分面積（m^2） 	<input type="checkbox"/> 面積表 <input type="checkbox"/> 平面図	
		（区分所有住宅の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の専用面積が最小となる住戸 住戸番号（ ） 住宅の専用面積（m^2） ・階数が2以上ある住戸のうち、40m^2以上ある階の住宅の専用面積が最小となる住戸 住戸番号（ ） 40m^2以上ある階（階）（m^2） うち階段部分面積（m^2） 		
法第6条第1項第3号関係	居住環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の都市計画施設の有無（<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（当該区域を除いた敷地面積m^2）） ・市街地再開発事業（施行中）区域（<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内） ・土地区画整理事業（施行中）区域（<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内） ・地区計画区域（<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内） 		
法第6条第1項第4号関係	災害配慮基準	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域（<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内） ・地すべり防止区域（<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内） ・急傾斜地崩壊危険区域（<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内） 		
法第6条第1項第5号及び第6号関係	維持保全の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・期間（ ）年以上 <input type="checkbox"/> 省令第5条に規定する国土交通大臣が定める基準への適合 	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 計画書	
	資金計画	<input type="checkbox"/> 建築に要する費用の設定 <input type="checkbox"/> 維持保全に要する費用の設定		

注意

- 1 設計内容確認欄は、記入しないください。
- 2 設計内容欄は、該当する□に「 \surd 」を入れてください。
- 3 記載図書欄は、添付する図書の□に「 \surd 」を入れてください。
- 4 記載図書欄の図書は、必要に応じて追加してください。

第2号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

申請取下届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条の規定により申請を取り下げたいので届け出ます。

記

申請の種類		認定申請	変更認定申請	承認申請	許可申請
申請年月日		年 月 日			
申請に係る住宅の位置					
建築物	建て方	一戸建ての住宅 共同住宅等			
	構造・階数	造・地上 階、地下 階			
	認定申請対象住戸数	戸（一戸建ての住宅の場合は、記入不要）			
申請取下げ理由					
備考					
連絡先	住所		法人名		
	氏名		電話番号		

注意

- 1 申請の種類欄及び建て方欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 申請取下げ理由欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 3 共同住宅等の場合は、備考欄に届出に係る住戸が特定できるよう記入してください。

第1号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

申請取下届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第4条の規定により申請を取り下げたいので届け出ます。

記

申請の種類		認定申請	変更認定申請	承認申請
申請年月日		年 月 日		
申請に係る住宅の位置				
建築物	建て方	一戸建ての住宅 共同住宅等		
	構造・階数	造・地上 階、地下 階		
	認定申請対象住戸数	戸（一戸建ての住宅の場合は、記入不要）		
申請取下げ理由				
備考				
連絡先	住所		法人名	
	氏名		電話番号	

注意

- 1 申請の種類欄及び建て方欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 申請取下げ理由欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 3 共同住宅等の場合は、備考欄に届出に係る住戸が特定できるよう記入してください。

第2号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の認定をしないこととしたので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定に係る住宅の構造
- 6 認定しない理由

第3号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

承認しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の承認をしないこととしたので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第2項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 承認しない理由

第3号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築工事完了報告書
（第1面）

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所
氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告を求められた認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条第1項の規定により報告します。

第2面に記載の事項は事実に相違ありません

工事監理者氏名

認定年月日・認定番号	年 月 日 第 号	
建築工事完了日	年 月 日	
認定に係る住宅の位置		
備考		
連絡先	住所	法人名
	氏名	電話番号

注意

- 1 共同住宅等の場合は、備考欄に報告に係る住戸が特定できるよう記入してください。
- 2 工事監理者が建築士の場合は、工事監理者氏名欄に資格及び登録番号も記載してください。

（第2面）

略

第4号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築工事完了報告書
（第1面）

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所
氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告を求められた認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条第1項の規定により報告します。

第2面に記載の事項は事実に相違ありません

工事監理者氏名

認定年月日・認定番号	年 月 日 第 号	
建築工事完了日	年 月 日	
認定に係る住宅の位置		
備考		
連絡先	住所	法人名
	氏名	電話番号

注意

- 1 共同住宅等の場合は、備考欄に報告に係る住戸が特定できるよう記入してください。
- 2 工事監理者が建築士の場合は、工事監理者氏名欄に資格及び登録番号も記載してください。

（第2面）

略

第4号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

状 況 報 告 書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告を求められた認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の（建築・維持保全）の状況について、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条第2項の規定により次のとおり報告します。

記

認定年月日・認定番号		年 月 日 第 号		
認定に係る住宅の位置				
備 考				
連絡先	住 所		法 人 名	
	氏 名		電 話 番 号	

注意 共同住宅等の場合は、備考欄に報告に係る住戸が特定できるよう記入してください。

第5号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

状 況 報 告 書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告を求められた認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の（建築・維持保全）の状況について、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条第2項の規定により次のとおり報告します。

記

認定年月日・認定番号		年 月 日 第 号		
認定に係る住宅の位置				
備 考				
連絡先	住 所		法 人 名	
	氏 名		電 話 番 号	

注意 共同住宅等の場合は、備考欄に報告に係る住戸が特定できるよう記入してください。

第5号様式（第8条関係）

略

第6号様式（第7条関係）

略

第7号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

認 定 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

様

香川県知事

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により認定を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

1 認定年月日・認定番号

年 月 日 第 号

2 認定を取り消した理由

第6号様式 (第9条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票

申請手数料額
申請の種類 <input type="checkbox"/> 認定申請 (<input type="checkbox"/> 新築の場合 <input type="checkbox"/> その他の場合) <input type="checkbox"/> 変更認定申請 (<input type="checkbox"/> 譲受人の決定 <input type="checkbox"/> その他の場合) <input type="checkbox"/> 許可申請
住宅性能評価書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
香川県証紙欄
※受付年月日・受付番号 年 月 日・第 号

注意

- 1 申請の種類欄及び住宅性能評価書の交付の有無欄は、該当する□に「」を入れてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 本様式を申請書の最終面に追加してください。
- 4 証紙は、欄内に貼ってください。貼れないときは、裏面又は別紙に貼ってください。

第8号様式 (第9条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票

申請手数料額
申請の種類 <input type="checkbox"/> 認定申請 (<input type="checkbox"/> 新築の場合 <input type="checkbox"/> その他の場合) <input type="checkbox"/> 変更認定申請 (<input type="checkbox"/> 譲受人の決定 <input type="checkbox"/> その他の場合)
住宅性能評価書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
香川県証紙欄
※受付年月日・受付番号 年 月 日・第 号

注意

- 1 申請の種類欄及び住宅性能評価書の交付の有無欄は、該当する□に「」を入れてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 本様式を申請書の最終面に追加してください。
- 4 証紙は、欄内に貼ってください。貼れないときは、裏面又は別紙に貼ってください。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成27年香川県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料納付票等)</p> <p>第6条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号) <u>別表第1第2表 手数料の部584の6の項</u>に規定する手数料を納付する者は、省令第52条第1項の許可申請書の余白又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る手数料納付票(第2号様式)に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。</p>	<p>(手数料納付票等)</p> <p>第6条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号) <u>別表第1第2表 手数料の部584の5の項</u>に規定する手数料を納付する者は、省令第52条第1項の許可申請書の余白又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る手数料納付票(第2号様式)に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。</p>

附 則

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第1号様式、第4号様式、第5号様式及び第8号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。